写

事　管　号　外
令和８年９月１０日

県内建設業団体の長　殿

宮城県土木部事業管理課長
（公印省略）

民間建設工事における資材価格等の急激な高騰に伴う適切な設計変更
及び下請契約について（依頼）

本県の建設行政につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の原材料費やエネルギーコスト、人件費等の急激な高騰は、建設産業全体の経営に深刻な影響を与えており、民間発注の建設工事においても、その影響が顕著となっております。

令和７年１２月に全面施行された改正建設業法により、民間工事を含むすべての建設工事契約において、資材高騰などの「おそれ情報（リスク情報）の事前通知義務」が位置付けられたほか、価格変更を求められた際の「誠実な協議」について、民間工事では努力義務（公共工事では義務）として法定化されました。これにより、民間工事においても、スライド条項や価格転嫁に関する協議を行いやすい環境づくりが求められています。

また、国は、「建設業法令遵守ガイドライン」等を通じ、建設工事の請負契約における元請負人と下請負人間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引を推進するとともに、請負代金に係る紛争防止及び請負契約の片務性の改善のために義務付けられている工事着工前の書面による契約締結をはじめ、元請負人と下請負人の間における建設工事の請負契約に係る見積り、契約、支払い等に関する建設業法の各種規定の遵守徹底を求めているところです。

これら法改正の趣旨や、資材価格高騰時における設計変更・価格転嫁の協議を円滑に進めるためには、契約当事者間の権利義務が明確かつ公平に定められた契約書を用いることが不可欠です。このため、民間工事の取引適正化に向けた具体的な拠り所として、「民間建設工事標準請負契約約款」の積極的な導入や、同約款に準拠した適切な契約締結が強く推奨されています。

先般、別添のとおり、令和８年８月３日付けで国土交通省不動産・建設経済局長より、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」が建設業者団体の長へ通知されております。

つきましては、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう、資材価格高騰時における設計変更・価格転嫁の協議に十分な配慮をいただきますよう、別添資料とあわせ貴団体会員企業への周知について、よろしくお願いいたします。

担　当：建設業振興・指導班
Ｔｅｌ：022-211-3116
Email：d-kensetu@oref.miyagi.lg.jp

収受
26.9.11
宮城建産連

◆添付資料

・「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」
（令和８年８月３日付け国不健推第２９号・国不建振第６２号・国官参建第３２号
国土交通省不動産・建設経済局長名　建設業者団体の長宛て通知）

・「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について
（令和８年８月３日付け国宮参建第４０号　国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）名　建設業者団体の長宛て通知）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001498985.pdf

・「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」　※添付省略
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001979927.pdf

・建設工事標準請負契約約款について　※添付省略
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

・「建設企業のための適正取引ハンドブック（第５版）」　※添付書略
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/tekiseitorihiki_mihiraki_202603.pdf

国不建推第２９号
国不建振第６２号
国官参建第３２号
令和８年８月３日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局長
（　公　印　省　略　）

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、建設業法（昭和24年法律第100号）をはじめとする関係法令の遵守徹底について、従前より貴団体傘下の建設企業に対する指導をお願いしているところである。

引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期において、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要である。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（令和８年１月最終改定）の策定、周知を通じ、建設工事の請負契約における元請負人と下請負人の間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引を推進するとともに、請負代金に係る紛争防止及び請負契約の片務性の改善のために義務付けられている工事着工前の書面による契約締結をはじめ、元請負人と下請負人の間における建設工事の請負契約に係る見積り、契約、支払い等に関する建設業法の各種規定の遵守徹底を求めている。

さらに、建設業法に加えて労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）をはじめとする労働関係法令や「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和５年６月 13 日閣議決定）など、建設工事の施工に関係する各種法令等を遵守し、労働災害等の防止や建設生産物の安全性や品質の確保などを図ることにより、建設業法の目的である建設工事の適正な施工などの建設企業の基本的責務を果たすことが求められる。

また、国土交通省が決定・公表した、令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価は、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映した結果、前年の公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で 4.5%上昇し、14 年連続の引上げとなったところである。建設業界の共通の課題である担い手の確保のためにも、技能者の処遇改善が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保

につながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要である。このためには、公共工事・民間工事を問わず、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、最新の公共工事設計労務単価の水準等を踏まえた適正な労務費による請負契約を行い、技能者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要であり、そのためにも、見積の作成や価格交渉を行う際には、公共工事設計労務単価に併せて改訂された最新の基準値等を用いて、適正な労務費を確保することが求められる。

ついては、貴団体傘下建設企業等に対し、下記のとおり、建設業法、「工期に関する基準」（令和２年７月 20 日中央建設業審議会勧告・令和６年３月 27 日改定）、「労務費に関する基準」（令和７年 12 月２日中央建設業審議会勧告）、「『労務費に関する基準』の運用方針」（令和７年 12 月 10 日国土交通省公表）、「建設業法令遵守ガイドライン」、その他関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守し、下請契約における適正な工期の確保、適正な労務費・賃金の確保と支払い、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催等により下請負人の選定に関与する全ての者に対して指導されたい。

記

１．下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

下請代金の設定においては、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的な内容とするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第６条第１項で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出及びそれらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、建設業法第 19 条第１項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）を提示しなければならないことに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。

さらに、下請代金の設定においては、材料費等に加え、一般管理費並びに建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、請負契約を締結するに際しては、今般改正された建設業法第 20 条第１項により、材料費等を内訳明示した材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならないことに留意すること。

また、建設業法第 20 条の２第１項により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

なお、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場

合の留意事項について別途通知（令和８年８月３日国官参建第 40 号）したので、その内容についても周知徹底を図ること。

２．原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年 11 月 29 日内閣官房及び公正取引委員会決定。以下「労務費転嫁指針」という。）」において、現下の労務費、原材料費及びエネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）について、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、経済の好循環の実現のために必要であるとされている。ついては、市場の原材料費等の実勢を適切に反映した価格設定となるよう十分留意すること。また、原材料費等の高騰の影響は請負代金のみならず納期にも影響することから、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理にあたっても当該長期化について十分配慮すること。

また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、建設業法第 19 条第１項に基づき、契約の締結にあたって作成することとされている書面において価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及び変更する場合の請負代金額の算定方法に関する定めを書面に記載したうえで、工期又は請負代金の額を変更する必要があると認められるときは書面により契約の変更を行うよう、徹底すること。

さらに、建設業法第 20 条の２第２項において、価格高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされ、当該事象の発生後、受注者が請負代金の額の変更の協議を申し出た場合、注文者は誠実にこれに応ずる努力義務が課されているところであり、発注者と受注者間の契約においても、本規定を踏まえ適切に協議することが重要である。

なお、元請負人が請け負った建設工事について、当該元請負人が上記による通知をしていたか否かにかかわらず、原材料費等の変動を理由として契約後に請負代金の額が変更されたときは、当該元請負人又は下請負人は、当該変更を踏まえて自らの契約の相手方と請負代金の額の変更に関して適切に協議することが重要である。

また、公正取引委員会において、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれがある行為として、①価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと、②原材料費等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことの２つを挙げており、この点についても留意すること。

３．社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

社会保険加入対策が徹底されるよう、元請負人は下請負人を選定する際、社会保険の加入が建設業許可の要件とされていることを踏まえ、建設業許可を適切に取得している

ことを確認すること。また、建設業許可を有しない業者についても、登録時に社会保険加入確認を行っているＣＣＵＳに登録している事業者を選定するとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、ＣＣＵＳの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、ＣＣＵＳを使用せずに社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年８月 26 日閣議決定・令和６年 12 月 13 日最終改定。以下「品確法基本方針」という。）を踏まえ、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結すること。

社会保険加入対策や労働関係法令の強化の一方で、規制逃れにより法定福利費等といった労働関係諸経費を削減すること等を目的とした技能者の一人親方化が問題となっていることを踏まえ、元請負人は下請負人に対して、一人親方との関係を記載した請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であるかどうかを確認すること。また、一人親方が入場する現場において、「働き方自己診断チェックリスト」を活用し一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認すること。その際、労働者性を有する働き方になっている場合は、下請負人においては、雇用契約の締結を徹底するとともに、元請負人においては、下請負人に対して雇用契約の徹底を促し、改善が見られない場合は当該下請負人の現場入場を認めない取扱いとすること。

また、一人親方と建設企業の適正取引等の推進の観点から、下請負人は材料費等を適切に反映した請負代金で一人親方と書面で契約を行うことを徹底すること。その際、建設業法第 20 条第１項において材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならないこととされていることを踏まえ、一人親方においても、自ら負担しなければならない材料費等を適正に見積り、材料費等記載見積書を事前に交わすこと。

４．通常必要と認められる材料費等の確保

建設業法第 20 条第２項に規定する「当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額」には、労務費、材料費といった工事に直接必要な経費に加え、同法第 20 条第１項に定める「当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」として、国土交通省令で定める法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金が含まれる。これら材料費等は、同法第 19 条第３項の「建設工事を施工するために通常必要と認められる原価」に含まれるため、下請契約においても、これらの必要経費が適正に確保されることが必要である。

なお、材料費等に含まれない雇用に伴う必要経費についても、「建設工事を施工するために通常必要と認められる原価」に含まれるため、その内訳が材料等記載見積書に明示されている場合、同法第 20 条第 4 項の規定に基づき、その内容を考慮する努力義務が課されていることに留意しつつ、契約当事者間で、その負担について十分に協議するこ

とが必要である。

元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費の確保に努めること。なお、国土交通省が実施した「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」によると、いまだ二次・三次以下の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られることから、労務費や法定福利費の事業主負担分等の必要経費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、材料費等記載見積書（各専門工事業団体において、労務費や必要経費等の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を考慮、尊重して労務費や必要経費等を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても労務費として適切に請負代金に反映すること。契約の相手方の選定に当たっては、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度（愛称：職人いきいき宣言）の宣言企業であることを考慮すること。

下請負人においては、注文者に対し、材料費等記載見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、同様の見積書の提出を促し、提出された見積書を考慮・尊重すること。併せて、自ら雇用する技能者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の適正な水準の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

建設工事標準請負契約約款では、受注者が作成し注文者に提出する請負代金内訳書に法定福利費の事業主負担分に加え、材料費、労務費、安全衛生経費及び建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を内訳明示することとされていることに留意すること。特に、公共工事、民間工事を問わず、二次・三次以下の下請負人間で請負代金内訳書における法定福利費の事業主負担分の明示が進んでいない状況にあることから、受発注者間・元請下請間の各段階において、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

さらには、「労務費転嫁指針」では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめられているところ、労務費の適切な転嫁を実現していくため、この行動指針に沿った行為を行うこと。

安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施するうえで必要な経費であることから、各専門工事業団体に対して、令和５年８月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和７年 12 月 10 日に「『労務費に関する基準』の運用方針」別紙の「専門工事業者向け見積書『様式例』」（以下「様式例」という。）とその「書き方ガイド」によって労務費や必要経費等を内訳明示した標準見積書の作成・活用を依頼しているところである。これを踏まえ、すべての建設企業が「安全衛生対策項目の確認表」を活用し、また、様式例や書き方ガイドを参照し、下請負人から元請負人に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示することにより、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組むこと。

持続可能な建設業を実現する上で、賃上げによる技能者の処遇改善と、そのために必要となるサプライチェーン全体における適正な労務費の確保は不可欠である。「労務費

に関する基準」が目指す建設業における商慣行を定着させるためには、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとるよう求められる。

５．建退共制度の適正履行の確保

建退共制度については、公共工事においては、現場の技能者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、改めて、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うこと。特に、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。

民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に請求することで建退共制度の掛金を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受け取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるので、適切に運用されるように努めなければならないことに留意すること。

下請負人においては、元請負人が建退共制度関係事務を受託しない場合においては、注文者に対して労務費や必要経費等を内訳明示した見積書を提出し、建退共制度の掛金を確保し、適切に掛金納付を行うこと。

なお、建退共制度の手続きについては、令和３年４月より、電子ポイント方式が本格実施されており、令和７年 10 月には、電子申請専用サイトがリニューアルされ、ＣＣＵＳに蓄積される就業履歴情報の自動連携機能が実装されたところである。電子ポイント方式は証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、ＣＣＵＳとの連携により、就業実績に応じた確実な掛金充当、履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものである。なお、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（最終改正：令和７年１月 31 日雇均発 0131 第１号・国不建振第 148 号）にあるよう、一つの現場で電子ポイント方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない。

「品確法基本方針」、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年３月９日閣議決定、令和６年 12 月 13 日最終変更）、「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」（令和６年 12 月 13 日公表）に、電子ポイント方式の積極的活用が位置づけられたことも踏まえ、元請負人は、下請負人と連携し、ＣＣＵＳと連携した電子ポイント方式を積極的に活用すること。

また、令和８年４月以降の国土交通省直轄工事においては、原則、電子申請方式を用いて掛金納付を実施することが「指導事項※」において定められていることに留意するこ

と。

※工事の入札に参加する事業主に対して、発注者が工事の契約条件を説明する現場説明書の中で、受注者が守るべき事項を定めたものをいう。

6．建設工事の請負契約の締結

建設工事の請負契約の締結については、建設業法第 19 条第 1 項に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、請負代金の額並びに着工及び完工の時期等、同項各号に掲げる事項を明記して、当該建設工事の着工前に行うよう徹底すること。

なお、一般的には元請負人の方が取引上の立場が強く、下請負人からは契約書面の取り交わしについて申し出ることが難しいことを踏まえると、元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい。

特に、下請代金の支払時に、建設副産物の運搬及び処理に要する費用や、元請負人から一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際には、元請負人は下請負人からの見積書を十分に尊重し、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、契約を締結することが求められる。よって、元請負人が下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人から提案された協議に応じることなく一方的に請負代金の額を提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

※あわせて、不当に低い請負代金による契約の締結については、建設業法第 19 条の 3 に基づき、建設工事の注文者に加え、受注者についても禁止されているため留意すること。

さらに、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合には、追加工事・変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面により契約を変更するよう徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約の変更手続については、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、建設業法第 19 条の 5 に規定されている、「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」は、全ての建設工事の請負契約に対して適用されることに留意すること。

なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）の対象建設工事である場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

7．建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休２日の推進等

（1）「工期に関する基準」を考慮した適正な工期設定

建設業の働き方改革を強力に推進するため、建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・品確法・品確法基本方針等の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定、工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請企業を含めた週休２日の確保や長時間労働の是正等に努めること。

その際、契約当事者のいずれもが時間外労働の上限規制を遵守できることを前提とした工期の設定に努めることが重要である。「工期に関する基準」においては、「建設工事に従事する者が長時間労働や週休２日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元請下請間で、適正な工期で請負契約を締結する」こと及び「前工程で工程遅延が発生した場合には、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日を優先せざるを得ず、工期の延長ができずに工程を短縮せざるを得ない事情があるときは、元請下請間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結」することを求めている。

また、発注者は「各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う」ことが求められているとともに、「契約変更が必要となったときは、発注者との間で変更理由とその影響を明らかにして工期変更を行うとともに、下請契約についても工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う」こととされている。時間外労働の上限規制後においては、従前のような工期末付近での長時間労働が困難となることからも、受注者においては、後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理に努めること。

加えて、工期に関する基準では、「受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努める」とともに、発注者は、「契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出されたときは、その内容を確認し、尊重する」とされていることに留意すること。

（2）「工事を施工しない日又は時間帯」の定め

建設業における働き方改革を推進する観点から、建設業法第 19 条第１項第４号においては、契約書に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を記載することとされている。ただし、「工事を施工しない日又は時間帯」を定めない場合には、契約書に記載する必要はない。例えば、週休２日工事であっても特定の曜日を休日として定めることが困難である場合、他律的な要因により施工日や時間帯が決まるため、あらかじめ契約当事者間で合意ができない場合等がこれに該当する。

「工事を施工しない日又は時間帯」を定める場合には、あらかじめ自然要因等を考慮

する必要があるが、実際には天候等の影響により工程に予期せぬ遅れ等が生じ、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工を行わざるを得ない場合も想定される。このため、必要に応じて、契約書に『天候等の影響によっては、元請負人と下請負人で協議の上、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工することができる』旨の記載をすること等により柔軟に対応すること。なお、この場合にも、週休２日の確保、長時間労働の是正等といった働き方改革の必要性に留意すること。

また、特定の季節や、特定の月に業務が集中するなど、業務の繁閑が大きい場合には、労使協定によって、あらかじめ労働日、労働日ごとの労働時間を特定することで、１年単位の変形労働時間制を導入することが考えられる。同制度を活用することで、他の期間の労働時間を柔軟に設定することが可能となる。

なお、週休２日の確保にあたっては、1 か月の所定労働時間に対して賃金額を決める、いわゆる「月給制」により賃金を毎月安定的に支払うなど、週休２日の確保へのインセンティブが働く方策を導入することが考えられる。

８．施工管理の徹底

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努め、発注者の信頼に応えうる適正な施工を確保すること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上となるときは、請負契約書の写し等の定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成並びにこれらの工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。なお、建設業法第 24 条の８第１項、第２項及び第４項を読み替えた「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 15 条第１項及び第２項により、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること及び施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているところ、入契法第 15 条第２項の規定に基づき、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合には、施工体制台帳の写しの発注者への提出を求めないこととされているので留意すること。

さらに、「施工体制台帳の作成等について」（令和４年 12 月 28 日国不建第 466～467 号最終改正）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法第 24 条の８第１項の委任を受ける建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の２により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとされている点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載について、ＣＣＵＳに当該情報を

登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることから、ＣＣＵＳを積極的に活用されたい。

加えて､デジタルサイネージ等のＩＣＴ機器を活用した施工体系図の掲示については、一定の要件を満たす場合、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第 24 条の８第４項の規定による掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成 26 年２月３日国土建第 272 号）や「監理技術者制度運用マニュアル（令和７年１月 28 日国不建技第 147 号）三、（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方」に十分留意すること。

９．検査及び引渡し

建設業法第 24 条の４に基づき、元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 20 日以内で、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、当該検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申出があったときは、当該元請負人と当該下請負人の間における請負契約において特約がされている場合を除いて、当該元請負人は直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

１０．適切な下請代金の支払

建設業法第 24 条の３において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされている。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。以下同じ。）については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めるよう努力すること。

また、特定建設業者については、建設業法第 24 条の６第３項の規定により、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（以下「割引困難な手形」という。）を交付してはならないとされており、手形の期間が 60 日を超える手形を、「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして、指導の対象にしているため、留意すること。

なお、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和 31 年法律第 120 号。以下、「取適法」という。）により委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合の代金の支払について、手形を交付することが禁止されていること、併せて、「受託中小企業振興法」（昭和 45 年法律第 145 号。以下「振興法」という。）に基づく振興基準（令和７年 10 月１日。以下「振興基準」という。）において、合意の有無にかかわらず、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないとされていること、ファクタリング等により代金を支払う場合には、中小受託事業者が支払期日までに代金の額を満額取得できるようにするとされていること等を踏まえ､建設業界においても､発注者も含めて関係者全体で、

手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払い等への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

下請契約における代金の支払に際しては、請求書の提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けたときは、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申出を行った日から起算して 50 日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないとされている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申出を行った日から起算して 50 日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第 24 条の３第３項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適切に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込による方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

１１．下請負人への配慮等

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第 19 条、第 24 条の３及び第 24 条の５等の規定並びに労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第 41 条第２項及び第３項の適用があることを踏まえ、下請負人による技能者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

また、建設業においては、下請負人などの取引の相手方を「協力会社」や「パートナー」と呼称する動きが見られるところ、取適法において、「下請」等の用語の見直しが行われたことに留意すること。

１２．技能者への適正な賃金の支払

建設業従事者の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能者の処遇改善が不可欠である。これまで官民一体となって取り組んできた結果から、平成 25 年以降 14 年連続で公共工事設計労務単価が上昇したところであり、その都度、建設業者団体あてに技能者への適切な賃金水準の確保について要請を行ってきたところである。また、令和８年３月 19 日に行われた建設業者団体との賃上げ等に関する意見交換会において、技能者の賃上げについて民間工事も含め「おおむね６％の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進することを国土交通省と建設業者団体との間で申し合わせたところである。

また、建設業法第 25 条の 27 において建設業者に適正な賃金支払いに係る努力義務が課されるとともに、同法第 24 条の７第１項において、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人がこの法律の規定等に違反しないよう、下請負人の指導に努めることとされているほか、品確法及び品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人を含む受注者等の責務とされているところである。

以上のことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、14 年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適正価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正価格での下請契約の締結、適正な賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善等の具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価等の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能者の隅々まで適正な賃金が支払われるよう最大限努めること。

この際、「労務費に関する基準」においては、適正な賃金として、公共工事設計労務単価が経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられる「ＣＣＵＳレベル別年収」が位置づけられており、この目標値が個々の技能者に支払われるよう、努められたい。

また、これに関連して、一部の元請企業においては、ＣＣＵＳの能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、元請企業におかれては、このような取組についても積極的に活用されたい。こうした技能レベルに応じた手当等の支給や、「ＣＣＵＳレベル別年収」の活用等の取組の普及には、ＣＣＵＳの能力評価がより一層普及することが重要であるため、その周知・普及を行い技能者が能力評価を受けられるよう促すこと。

また、令和６年４月から、原則としてＣＣＵＳに蓄積された就業履歴によらなければＣＣＵＳの能力評価の年数に加算されなくなったことから、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。加えて、その工事に従事する下請負人に対して、事業者登録及び施工体制の登録、所属技能者の登録を適切に指導するとともに、一人一人の建設技能者が各現場において就業履歴を蓄積するよう適切に指導する

こと。

また、個々の取引において適正な労務費が受注者に支払われ、技能者に対して適正な賃金が支払われるよう、建設工事標準請負契約約款が改正され、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を雇用する技能者や直接の下請負人に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる条項（コミットメント条項）が規定されたところであり、請負契約の締結に当たっては、当該条項を積極的に導入すること。

１３．免税事業者等との適正な取引

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されているが、下請負人との取引においては、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して免税事業者である下請負人に対し一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為や、免税事業者である下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて課税事業者に転換した下請負人に対し一方的に取引価格を据え置く行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意すること。その上で、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格の設定を行うこと。

１４．国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

建設業法第 24 条の５の規定により、元請負人が不当に低い請負代金での請負契約の締結など建設業法に違反する行為をした場合において、下請負人がその事実を国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）に通報したことを理由として、元請負人が当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いを行うことを禁止していることに留意すること。

１５．「駆け込みホットライン」等の周知

１～14 に記載する建設業法上の規定に抵触する可能性がある取引については、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」において通報を受け付けている。

受け付けた情報については、建設業法第 40 条の 4 に基づき国土交通省が請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、いわゆる建設Ｇメンによる請負契約の締結の状況等の調査を行う際の端緒情報や許可行政庁への情報提供として利用している。「駆け込みホットライン」は時間や場所を問わず通報が可能な情報収集フォームによる受け付けをはじめ、通報があった場合には、通報者が秘匿を希望するかを確認した上で、秘匿を希望する場合には、通報者が特定されないための調査方法等の工夫などの運用に努めているところであり、引き続き、当該窓口が活用されるよう周知に努めること。

また、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」では、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（令和７年２月３日最終改正）に関する情報、受発注者間や元請下請間での請負契約や価格転嫁に関する相談等、建設業に関する様々な生の声を受け付けて

いるので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

１６．建設工事の関係者への配慮

振興法は、受託中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、対象となる取引の範囲が広くなっている。そのため、建設工事の請負契約の元請下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善及び働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底し、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を目指すこと。

なお、前述の取適法により、委託事業者は、中小受託事業者への代金の支払について、手形を交付することが禁止されていること、併せて、振興基準の改正により、銀行口座への振込手数料を代金から差し引いてはならないとされていること等に十分留意すること。

また、上記１から 15 までの事項に準じた配慮をすること。

国官参建第４０号
令和８年８月３日

建設業者団体の長　殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和８年８月３日付け国不建推第２９号・国不建振第６２号・国官参建第３２号）により、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第６条第１項で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出及びそれらを踏まえた双方の協議による適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴団体傘下の建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内８時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴団体傘下の建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「建設工事の契約では、技能労働者の賃金等に加えて当該技能労働者を雇用する建設企業に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

技能労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

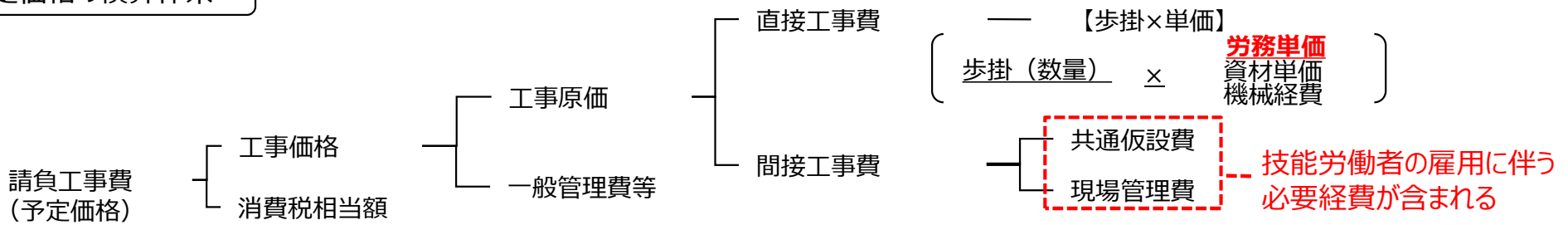
参考資料１

制度概要

・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
・技能労働者の賃金相当額であって、技能労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
（必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される）

※技能労働者の雇用に伴う必要経費　：　法定福利費、労務管理費、安全管理費など

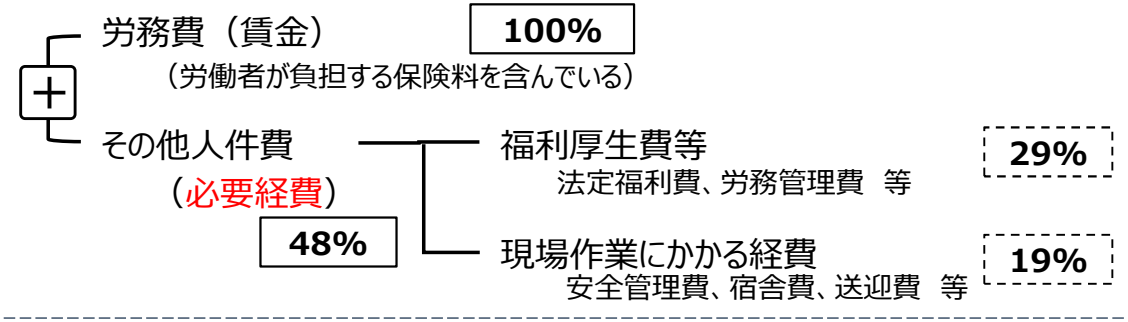
予定価格の積算体系※　※土木の積算体系



課題

公共工事設計労務単価が、技能労働者の雇用に伴う必要経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられていると指摘がある。

技能労働者の雇用に伴う必要な経費の内訳



（注１）数値は、実態調査を基に試算した参考値
（注２）上記のうち、少なくとも労務費（賃金）及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設業者が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、技能労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	27,200	19,300
	(40,200)	(28,500)
□□県	27,500	19,200
	(40,600)	(28,400)

上段　：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

（上段）：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舎費等）（参考値）

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手（特殊）	運転手（一般）	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	26,000	21,500	19,200	24,400	32,500	30,000	－	－	29,100	30,200	30,600	30,100	32,500	27,100	21,900	41,500	50,900	－	46,600	34,400
		(38,400)	(31,800)	(28,400)	(36,000)	(48,000)	(44,300)	－	－	(43,000)	(44,600)	(45,200)	(44,500)	(48,000)	(40,000)	(32,300)	(61,300)	(75,200)	－	(68,800)	(50,800)
東北	02 青森県	30,100	22,200	18,300	24,200	33,100	31,300	33,700	30,900	26,700	32,700	28,500	27,400	30,400	34,400	29,700	40,500	49,900	－	45,100	33,200
		(44,500)	(32,800)	(27,000)	(35,700)	(48,900)	(46,200)	(49,800)	(45,600)	(39,400)	(48,300)	(42,100)	(40,500)	(44,900)	(50,800)	(43,900)	(59,800)	(73,700)	－	(66,600)	(49,000)
	03 岩手県	28,500	23,700	18,800	25,400	34,700	30,000	33,800	30,900	28,000	32,500	28,700	28,500	30,500	33,600	26,900	40,500	49,900	－	47,400	33,400
		(42,100)	(35,000)	(27,800)	(37,500)	(51,300)	(44,300)	(49,900)	(45,600)	(41,400)	(48,000)	(42,400)	(42,100)	(45,000)	(49,600)	(39,700)	(59,800)	(73,700)	－	(70,000)	(49,300)
	04 宮城県	30,300	23,600	20,300	26,600	35,700	34,000	33,700	31,000	29,900	39,200	32,500	33,400	32,900	35,300	30,100	40,300	49,300	－	47,400	33,200
		(44,800)	(34,900)	(30,000)	(39,300)	(52,700)	(50,200)	(49,800)	(45,800)	(44,200)	(57,900)	(48,000)	(49,300)	(48,600)	(52,100)	(44,500)	(59,500)	(72,800)	－	(70,000)	(49,000)
	05 秋田県	28,400	22,500	19,600	25,100	33,200	30,900	33,400	31,000	27,500	33,600	29,400	29,600	31,100	33,200	30,400	40,400	49,900	－	46,000	33,800
		(41,900)	(33,200)	(28,900)	(37,100)	(49,000)	(45,600)	(49,300)	(45,800)	(40,600)	(49,600)	(43,400)	(43,700)	(45,900)	(49,000)	(44,900)	(59,700)	(73,700)	－	(67,900)	(49,900)
	06 山形県	28,500	22,500	20,600	25,600	31,600	31,000	32,700	30,800	28,700	34,100	30,500	32,900	32,600	31,300	27,000	40,500	49,700	－	46,000	33,600
		(42,100)	(33,200)	(30,400)	(37,800)	(46,700)	(45,800)	(48,300)	(45,500)	(42,400)	(50,400)	(45,000)	(48,600)	(48,200)	(46,200)	(39,900)	(59,800)	(73,400)	－	(67,900)	(49,600)
	07 福島県	30,600	23,700	22,200	26,400	34,900	34,000	34,600	31,400	29,600	34,700	30,600	33,300	32,700	30,200	25,800	40,500	49,600	－	46,200	33,300
		(45,200)	(35,000)	(32,800)	(39,000)	(51,500)	(50,200)	(51,100)	(46,400)	(43,700)	(51,300)	(45,200)	(49,200)	(48,300)	(44,600)	(38,100)	(59,800)	(73,300)	－	(68,200)	(49,200)
関東	08 茨城県	27,200	25,400	17,100	26,800	29,900	30,900	32,400	32,200	29,200	30,800	27,500	32,100	35,700	30,300	24,800	37,000	44,100	41,600	40,200	31,900
		(40,200)	(37,500)	(25,300)	(39,600)	(44,200)	(45,600)	(47,900)	(47,600)	(43,100)	(45,500)	(40,600)	(47,400)	(52,700)	(44,800)	(36,600)	(54,600)	(65,100)	(61,400)	(59,400)	(47,100)
	09 栃木県	27,500	24,300	17,300	27,000	32,400	29,800	33,200	32,800	29,400	31,400	29,000	34,500	37,300	27,900	26,400	37,800	44,500	41,800	41,700	32,900
		(40,600)	(35,900)	(25,600)	(39,900)	(47,900)	(44,000)	(49,000)	(48,400)	(43,400)	(46,400)	(42,800)	(51,000)	(55,100)	(41,200)	(39,000)	(55,800)	(65,700)	(61,700)	(61,600)	(48,600)
	10 群馬県	27,100	25,300	18,200	26,800	33,400	28,000	31,300	32,000	28,400	30,000	27,900	29,600	34,200	27,900	23,300	37,300	44,000	41,400	44,100	32,300
		(40,000)	(37,400)	(26,900)	(39,600)	(49,300)	(41,400)	(46,200)	(47,300)	(41,900)	(44,300)	(41,200)	(43,700)	(50,500)	(41,200)	(34,400)	(55,100)	(65,000)	(61,100)	(65,100)	(47,700)
	11 埼玉県	29,000	25,900	18,000	26,500	31,900	32,400	32,700	32,400	31,200	33,200	29,100	34,500	35,800	31,700	27,400	37,300	44,200	41,600	39,000	32,200
		(42,800)	(38,300)	(26,600)	(39,100)	(47,100)	(47,900)	(48,300)	(47,900)	(46,100)	(49,000)	(43,000)	(51,000)	(52,900)	(46,800)	(40,500)	(55,100)	(65,300)	(61,400)	(57,600)	(47,600)
	12 千葉県	30,000	25,500	17,900	27,600	31,700	33,500	33,200	32,300	31,400	34,400	28,900	34,700	35,800	30,800	27,200	37,200	44,400	41,700	38,800	32,100
		(44,300)	(37,700)	(26,400)	(40,800)	(46,800)	(49,500)	(49,000)	(47,700)	(46,400)	(50,800)	(42,700)	(51,300)	(52,900)	(45,500)	(40,200)	(54,900)	(65,600)	(61,600)	(57,300)	(47,400)
	13 東京都	30,700	27,000	18,700	27,700	33,600	33,100	33,100	32,400	34,300	33,800	29,800	36,500	38,100	31,100	25,600	37,300	44,700	42,000	37,800	32,100
		(45,300)	(39,900)	(27,600)	(40,900)	(49,600)	(48,900)	(48,900)	(47,900)	(50,700)	(49,900)	(44,000)	(53,900)	(56,300)	(45,900)	(37,800)	(55,100)	(66,000)	(62,000)	(55,800)	(47,400)
	14 神奈川県	30,900	26,800	18,200	26,900	31,700	33,100	32,900	32,000	31,500	31,600	29,700	36,300	38,900	32,200	27,200	37,100	44,300	41,700	41,800	32,000
		(45,600)	(39,600)	(26,900)	(39,700)	(46,800)	(48,900)	(48,600)	(47,300)	(46,500)	(46,700)	(43,900)	(53,600)	(57,500)	(47,600)	(40,200)	(54,800)	(65,400)	(61,600)	(61,700)	(47,300)
	19 山梨県	29,700	26,900	18,000	27,000	33,000	29,800	33,000	32,000	31,000	31,300	30,300	34,600	37,700	31,300	26,800	37,500	44,300	41,700	40,800	32,300
		(43,900)	(39,700)	(26,600)	(39,900)	(48,700)	(44,000)	(48,700)	(47,300)	(45,800)	(46,200)	(44,800)	(51,100)	(55,700)	(46,200)	(39,600)	(55,400)	(65,400)	(61,600)	(60,300)	(47,700)
	20 長野県	28,400	24,600	18,900	26,700	31,500	29,100	30,400	30,000	28,900	29,100	28,300	30,900	33,200	27,700	24,000	37,400	44,500	41,700	42,700	32,400
		(41,900)	(36,300)	(27,900)	(39,400)	(46,500)	(43,000)	(44,900)	(44,300)	(42,700)	(43,000)	(41,800)	(45,600)	(49,000)	(40,900)	(35,400)	(55,200)	(65,700)	(61,600)	(63,100)	(47,900)
北陸	15 新潟県	28,900	24,300	21,800	25,600	34,300	28,700	－	31,200	28,100	30,900	29,000	31,000	31,000	28,200	25,300	40,500	50,100	39,700	47,500	34,000
		(42,700)	(35,900)	(32,200)	(37,800)	(50,700)	(42,400)	－	(46,100)	(41,500)	(45,600)	(42,800)	(45,800)	(45,800)	(41,700)	(37,400)	(59,800)	(74,000)	(58,600)	(70,200)	(50,200)
	16 富山県	32,700	26,100	20,700	25,600	36,900	32,600	－	－	29,800	33,700	32,600	33,500	32,900	30,200	25,600	40,500	50,100	39,700	49,100	34,200
		(48,300)	(38,500)	(30,600)	(37,800)	(54,500)	(48,200)	－	－	(44,000)	(49,800)	(48,200)	(49,500)	(48,600)	(44,600)	(37,800)	(59,800)	(74,000)	(58,600)	(72,500)	(50,500)
	17 石川県	31,600	27,000	20,600	25,400	37,200	32,900	－	－	30,100	33,300	32,000	33,000	32,500	29,700	26,800	40,500	50,000	40,000	49,100	34,900
		(46,700)	(39,900)	(30,400)	(37,500)	(54,900)	(48,600)	－	－	(44,500)	(49,200)	(47,300)	(48,700)	(48,000)	(43,900)	(39,600)	(59,800)	(73,900)	(59,100)	(72,500)	(51,500)
中部	21 岐阜県	28,800	25,400	19,000	26,800	33,600	31,700	－	34,900	28,200	31,100	30,200	32,300	33,300	31,200	26,500	38,500	47,400	39,800	48,100	35,500
		(42,500)	(37,500)	(28,100)	(39,600)	(49,600)	(46,800)	－	(51,500)	(41,700)	(45,900)	(44,600)	(47,700)	(49,200)	(46,100)	(39,100)	(56,900)	(70,000)	(58,800)	(71,000)	(52,400)
	22 静岡県	28,400	26,600	17,200	25,800	33,000	30,500	－	37,300	29,700	31,800	32,800	34,200	35,800	30,300	26,800	38,300	47,400	39,800	47,600	35,200
		(41,900)	(39,300)	(25,400)	(38,100)	(48,700)	(45,000)	－	(55,100)	(43,900)	(47,000)	(48,400)	(50,500)	(52,900)	(44,800)	(39,600)	(56,600)	(70,000)	(58,800)	(70,300)	(52,000)
	23 愛知県	29,800	25,200	19,400	25,900	34,600	32,400	－	35,300	28,200	31,000	30,600	33,600	34,900	30,600	27,200	38,300	47,400	39,600	46,700	35,000
		(44,000)	(37,200)	(28,700)	(38,300)	(51,100)	(47,900)	－	(52,100)	(41,700)	(45,800)	(45,200)	(49,600)	(51,500)	(45,200)	(40,200)	(56,600)	(70,000)	(58,500)	(69,000)	(51,700)
	24 三重県	28,700	24,500	18,500	27,200	34,300	33,400	－	36,700	28,500	31,600	32,100	32,800	34,600	30,200	26,200	38,500	47,600	40,000	48,300	34,900
		(42,400)	(36,200)	(27,300)	(40,200)	(50,700)	(49,300)	－	(54,200)	(42,100)	(46,700)	(47,400)	(48,400)	(51,100)	(44,600)	(38,700)	(56,900)	(70,300)	(59,100)	(71,300)	(51,500)
近畿	18 福井県	26,500	21,900	16,900	27,100	29,300	26,600	－	－	26,000	28,100	27,200	30,300	31,700	26,400	25,900	37,200	46,600	30,700	47,500	32,700
		(39,100)	(32,300)	(25,000)	(40,000)	(43,300)	(39,300)	－	－	(38,400)	(41,500)	(40,200)	(44,800)	(46,800)	(39,000)	(38,300)	(54,900)	(68,800)	(45,300)	(70,200)	(48,300)
	25 滋賀県	26,700	23,300	17,700	28,100	30,600	28,300	－	－	27,700	29,500	26,700	30,400	33,200	27,400	24,800	37,200	46,500	30,600	48,200	32,600
		(39,400)	(34,400)	(26,100)	(41,500)	(45,200)	(41,800)	－	－	(40,900)	(43,600)	(39,400)	(44,900)	(49,000)	(40,500)	(36,600)	(54,900)	(68,700)	(45,200)	(71,200)	(48,200)
	26 京都府	26,100	24,400	16,600	28,100	29,700	27,900	－	－	27,000	28,500	26,900	31,300	32,900	26,000	23,800	37,200	46,500	30,600	47,200	31,400
		(38,500)	(36,000)	(24,500)	(41,500)	(43,900)	(41,200)	－	－	(39,900)	(42,100)	(39,700)	(46,200)	(48,600)	(38,400)	(35,200)	(54,900)	(68,700)	(45,200)	(69,700)	(46,400)
	27 大阪府	27,800	23,800	16,500	28,100	30,800	29,600	－	－	28,100	29,000	27,400	32,300	32,500	27,900	24,100	37,200	46,500	30,600	46,900	31,200
		(41,100)	(35,200)	(24,400)	(41,500)	(45,500)	(43,700)	－	－	(41,500)	(42,800)	(40,500)	(47,700)	(48,000)	(41,200)	(35,600)	(54,900)	(68,700)	(45,200)	(69,300)	(46,100)
	28 兵庫県	25,100	24,100	16,500	26,800	29,200	28,300	－	－	26,600	27,200	25,900	29,000	32,100	26,300	23,800	37,200	46,500	30,600	46,500	31,200
		(37,100)	(35,600)	(24,400)	(39,600)	(43,100)	(41,800)	－	－	(39,300)	(40,200)	(38,300)	(42,800)	(47,400)	(38,800)	(35,200)	(54,900)	(68,700)	(45,200)	(68,700)	(46,100)
	29 奈良県	28,100	24,000	17,600	29,300	30,600	28,900	－	－	27,700	29,100	27,400	32,100	34,200	27,100	24,400	37,200	46,500	30,600	47,800	31,400
		(41,500)	(35,400)	(26,000)	(43,300)	(45,200)	(42,700)	－	－	(40,900)	(43,000)	(40,500)	(47,400)	(50,500)	(40,000)	(36,000)	(54,900)	(68,700)	(45,200)	(70,600)	(46,400)
	30 和歌山県	27,100	24,200	17,000	27,600	29,600	28,600	－	－	27,800	27,900	26,800	31,300	32,500	25,400	23,700	37,200	46,500	30,600	45,500	31,100
		(40,000)	(35,700)	(25,100)	(40,800)	(43,700)	(42,200)	－	－	(41,100)	(41,200)	(39,600)	(46,200)	(48,000)	(37,500)	(35,000)	(54,900)	(68,700)	(45,200)	(67,200)	(45,900)
中国	31 鳥取県	23,600	18,200	17,000	23,100	28,000	28,000	－	－	24,700	29,500	26,700	28,100	29,600	21,600	19,600	37,600	46,100	33,800	48,100	32,700
		(34,900)	(26,900)	(25,100)	(34,100)	(41,400)	(41,400)	－	－	(36,500)	(43,600)	(39,400)	(41,500)	(43,700)	(31,900)	(28,900)	(55,500)	(68,100)	(49,900)	(71,000)	(48,300)
	32 島根県	24,100	19,700	17,200	22,500	26,900	28,000	－	－	24,800	29,200	26,000	26,200	27,200	23,700	20,000	37,800	46,300	33,900	49,300	33,800
		(35,600)	(29,100)	(25,400)	(33,200)	(39,700)	(41,400)	－	－	(36,600)	(43,100)	(38,400)	(38,700)	(40,200)	(35,000)	(29,500)	(55,800)	(68,400)	(50,100)	(72,800)	(49,900)
	33 岡山県	25,600	21,500	17,600	23,700	29,000	29,400	－	－	25,700	29,900	27,400	28,300	30,000	25,600	22,700	37,800	46,300	34,100	47,400	33,700
		(37,800)	(31,800)	(26,000)	(35,000)	(42,800)	(43,400)	－	－	(38,000)	(44,200)	(40,500)	(41,800)	(44,300)	(37,800)	(33,500)	(55,800)	(68,400)	(50,400)	(70,000)	(49,800)
	34 広島県	25,800	22,200	17,300	22,500	29,100	28,700	－	－	26,300	28,300	27,000	26,700	27,300	25,900	22,500	37,800	46,200	33,700	49,400	33,500
		(38,100)	(32,800)	(25,600)	(33,200)	(43,000)	(42,400)	－	－	(38,800)	(41,800)	(39,900)	(39,400)	(40,300)	(38,300)	(33,200)	(55,800)	(68,200)	(49,800)	(73,000)	(49,500)
	35 山口県	24,100	20,500	17,300	22,800	28,300	28,900	－	－	25,900	29,300	26,500	25,900	27,900	24,000	21,700	37,700	46,200	34,000	50,200	33,900
		(35,600)	(30,300)	(25,600)	(33,700)	(41,800)	(42,700)	－	－	(38,300)	(43,300)	(39,100)	(38,300)	(41,200)	(35,400)	(32,100)	(55,700)	(68,200)	(50,200)	(74,100)	(50,100)
四国	36 徳島県	26,300	24,100	17,400	23,500	33,700	28,900	32,600	－	26,600	27,100	28,000	27,300	30,400	24,300	23,500	38,000	46,500	31,400	45,800	32,900
		(38,800)	(35,600)	(25,700)	(34,700)	(49,800)	(42,700)	(48,200)	－	(39,300)	(40,000)	(41,400)	(40,300)	(44,900)	(35,900)	(34,700)	(56,100)	(68,700)	(46,400)	(67,600)	(48,600)
	37 香川県	27,500	25,000	17,500	24,200	31,800	29,200	33,400	－	27,400	27,600	28,300	27,500	30,700	26,300	24,800	38,100	46,600	31,500	46,500	33,000
		(40,600)	(36,900)	(25,800)	(35,700)	(47,000)	(43,100)	(49,300)	－	(40,500)	(40,800)	(41,800)	(40,600)	(45,300)	(38,800)	(36,600)	(56,300)	(68,800)	(46,500)	(68,700)	(48,700)
	38 愛媛県	25,500	21,500	16,800	23,600	30,800	28,500	32,900	－	25,700	25,700	27,800	27,000	30,300	26,400	24,000	38,100	46,600	31,400	45,700	32,400
		(37,700)	(31,800)	(24,800)	(34,900)	(45,500)	(42,100)	(48,600)	－	(38,000)	(38,000)	(41,100)	(39,900)	(44,800)	(39,000)	(35,400)	(56,300)	(68,800)	(46,400)	(67,500)	(47,900)
	39 高知県	25,200	21,900	17,700	24,000	32,000	29,000	32,900	－	25,700	25,700	27,800	27,300	30,300	26,800	24,500	38,000	46,500	31,400	45,700	32,400
		(37,200)	(32,300)	(26,100)	(35,400)	(47,300)	(42,800)	(48,600)	－	(38,000)	(38,000)	(41,100)	(40,300)	(44,800)	(39,600)	(36,200)	(56,100)	(68,700)	(46,400)	(67,500)	(47,900)
九州	40 福岡県	29,000	24,100	16,900	25,400	30,900	29,900	33,200	－	28,900	29,900	26,400	29,200	30,600	28,200	24,400	40,600	49,700	39,800	47,300	32,600
		(42,800)	(35,600)	(25,000)	(37,500)	(45,600)	(44,200)	(49,000)	－	(42,700)	(44,200)	(39,000)	(43,100)	(45,200)	(41,700)	(36,000)	(60,000)	(73,400)	(58,800)	(69,900)	(48,200)
	41 佐賀県	25,700	20,700	16,500	25,400	30,500	28,100	33,800	－	28,400	29,500	26,800	30,200	30,200	31,200	25,300	40,600	49,700	39,800	45,900	33,100
		(38,000)	(30,600)	(24,400)	(37,500)	(45,000)	(41,500)	(49,900)	－	(41,900)	(43,600)	(39,600)	(44,600)	(44,600)	(46,100)	(37,400)	(60,000)	(73,400)	(58,800)	(67,800)	(48,900)
	42 長崎県	27,000	21,900	17,500	26,400	30,400	28,100	34,200	－	27,300	29,500	26,500	29,900	29,800	26,700	23,500	40,800	50,000	40,000	47,300	33,500
		(39,900)	(32,300)	(25,800)	(39,000)	(44,900)	(41,500)	(50,500)	－	(40,300)	(43,600)	(39,100)	(44,200)	(44,000)	(39,400)	(34,700)	(60,300)	(73,900)	(59,100)	(69,900)	(49,500)
	43 熊本県	27,100	22,100	18,200	25,600	31,400	29,000	33,600	－	26,500	30,000	26,500	29,300	29,900	27,400	23,800	40,700	49,800	39,800	47,000	31,800
		(40,000)	(32,600)	(26,900)	(37,800)	(46,400)	(42,800)	(49,600)	－	(39,100)	(44,300)	(39,100)	(43,300)	(44,200)	(40,500)	(35,200)	(60,100)	(73,600)	(58,800)	(69,400)	(47,000)
	44 大分県	26,300	21,000	17,400	25,600	29,500	29,000	33,500	－	27,200	30,200	26,900	28,500	30,000	29,800	27,100	40,600	49,700	39,800	46,500	32,200
		(38,800)	(31,000)	(25,700)	(37,800)	(43,600)	(42,800)	(49,500)	－	(40,200)	(44,600)	(39,700)	(42,100)	(44,300)	(44,000)	(40,000)	(60,000)	(73,400)	(58,800)	(68,700)	(47,600)
	45 宮崎県	29,100	20,300	17,400	25,600	29,600	29,100	33,800	－	26,500	28,400	26,600	29,000	28,900	29,600	25,100	40,500	49,600	39,700	48,200	32,000
		(43,000)	(30,000)	(25,700)	(37,800)	(43,700)	(43,000)	(49,900)	－	(39,100)	(41,900)	(39,300)	(42,800)	(42,700)	(43,700)	(37,100)	(59,800)	(73,300)	(58,600)	(71,200)	(47,300)
	46 鹿児島県	32,000	21,900	18,700	25,100	34,300	29,600	33,800	－	27,200	29,900	26,600	29,500	30,000	32,700	28,700	40,800	49,900	40,000	48,000	32,400
		(47,300)	(32,300)	(27,600)	(37,100)	(50,700)	(43,700)	(49,900)	－	(40,200)	(44,200)	(39,300)	(43,600)	(44,300)	(48,300)	(42,400)	(60,300)	(73,700)	(59,100)	(70,900)	(47,900)
沖縄	47 沖縄県	28,500	23,300	18,100	24,700	28,800	35,100	－	－	23,700	33,200	25,000	29,800	29,700	32,400	28,700	41,100	50,300	38,200	36,300	28,900
		(42,100)	(34,400)	(26,700)	(36,500)	(42,500)	(51,800)	－	－	(35,000)	(49,000)	(36,900)	(44,000)	(43,900)	(47,900)	(42,400)	(60,700)	(74,300)	(56,400)	(53,600)	(42,700)

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

（上段）：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舎費等）（参考値）

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	46,900	35,500	39,300	46,500	29,900	33,500	27,500	50,500	33,300	31,300	－	36,100	28,200	－	30,900	26,700	31,400	33,300	31,200	26,600
		(69,300)	(52,400)	(58,000)	(68,700)	(44,200)	(49,500)	(40,600)	(74,600)	(49,200)	(46,200)	－	(53,300)	(41,700)	－	(45,600)	(39,400)	(46,400)	(49,200)	(46,100)	(39,300)
東北	02 青森県	47,300	34,900	41,200	45,000	35,500	34,500	28,200	57,800	36,100	35,800	－	41,500	36,000	31,200	32,800	26,100	30,500	29,500	30,400	24,700
		(69,900)	(51,500)	(60,900)	(66,500)	(52,400)	(51,000)	(41,700)	(85,400)	(53,300)	(52,900)	－	(61,300)	(53,200)	(46,100)	(48,400)	(38,500)	(45,000)	(43,600)	(44,900)	(36,500)
	03 岩手県	47,200	34,900	41,200	46,500	35,300	34,500	28,100	60,000	37,400	37,600	－	41,300	36,200	32,000	34,700	27,700	30,400	29,600	30,600	24,600
		(69,700)	(51,500)	(60,900)	(68,700)	(52,100)	(51,000)	(41,500)	(88,600)	(55,200)	(55,500)	－	(61,000)	(53,500)	(47,300)	(51,300)	(40,900)	(44,900)	(43,700)	(45,200)	(36,300)
	04 宮城県	47,000	34,700	40,900	50,900	35,600	34,300	27,900	65,700	41,000	40,700	－	41,400	40,900	34,800	37,700	29,200	30,200	32,500	33,200	24,600
		(69,400)	(51,300)	(60,400)	(75,200)	(52,600)	(50,700)	(41,200)	(97,000)	(60,600)	(60,100)	－	(61,100)	(60,400)	(51,400)	(55,700)	(43,100)	(44,600)	(48,000)	(49,000)	(36,300)
	05 秋田県	47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000	－	41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
		(69,900)	(52,300)	(60,900)	(68,700)	(54,400)	(51,000)	(41,700)	(88,200)	(54,600)	(54,600)	－	(61,300)	(47,900)	(50,800)	(49,000)	(37,400)	(45,000)	(44,800)	(44,800)	(36,500)
	06 山形県	47,300	35,300	41,200	45,400	34,300	34,500	29,500	60,100	37,400	37,200	－	37,300	32,900	29,900	32,700	28,000	30,500	33,900	31,300	24,700
		(69,900)	(52,100)	(60,900)	(67,100)	(50,700)	(51,000)	(43,600)	(88,800)	(55,200)	(54,900)	－	(55,100)	(48,600)	(44,200)	(48,300)	(41,400)	(45,000)	(50,100)	(46,200)	(36,500)
	07 福島県	47,500	35,100	41,500	45,700	32,600	34,700	29,700	60,500	37,700	37,800	－	46,000	30,800	33,500	33,000	28,700	30,600	33,700	32,100	24,800
		(70,200)	(51,800)	(61,300)	(67,500)	(48,200)	(51,300)	(43,900)	(89,400)	(55,700)	(55,800)	－	(67,900)	(45,500)	(49,500)	(48,700)	(42,400)	(45,200)	(49,800)	(47,400)	(36,600)
関東	08 茨城県	43,000	36,400	36,300	40,800	32,200	41,600	32,600	48,800	32,800	34,100	32,400	58,900	31,500	30,900	32,600	28,900	31,000	34,200	34,500	26,200
		(63,500)	(53,800)	(53,600)	(60,300)	(47,600)	(61,400)	(48,200)	(72,100)	(48,400)	(50,400)	(47,900)	(87,000)	(46,500)	(45,600)	(48,200)	(42,700)	(45,800)	(50,500)	(51,000)	(38,700)
	09 栃木県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	35,200	33,000	61,100	31,800	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(48,700)	(90,200)	(47,000)	(47,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,700)	(38,800)
	10 群馬県	42,900	36,800	36,400	41,300	32,300	42,000	32,800	51,300	33,100	33,700	32,600	55,800	31,200	30,400	29,200	28,200	31,300	32,700	32,000	26,100
		(63,400)	(54,400)	(53,800)	(61,000)	(47,700)	(62,000)	(48,400)	(75,800)	(48,900)	(49,800)	(48,200)	(82,400)	(46,100)	(44,900)	(43,100)	(41,700)	(46,200)	(48,300)	(47,300)	(38,500)
	11 埼玉県	43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200	32,500	60,300	32,900	30,600	32,800	28,900	31,200	36,900	35,700	27,700
		(63,800)	(55,800)	(53,900)	(61,300)	(48,300)	(58,600)	(48,300)	(75,500)	(56,600)	(53,500)	(48,000)	(89,100)	(48,600)	(45,200)	(48,400)	(42,700)	(46,100)	(54,500)	(52,700)	(40,900)
	12 千葉県	43,000	36,900	36,500	41,500	33,400	39,600	32,700	51,100	38,200	36,200	32,400	61,600	31,800	30,500	33,400	29,400	31,200	36,900	35,800	27,700
		(63,500)	(54,500)	(53,900)	(61,300)	(49,300)	(58,500)	(48,300)	(75,500)	(56,400)	(53,500)	(47,900)	(91,000)	(47,000)	(45,000)	(49,300)	(43,400)	(46,100)	(54,500)	(52,900)	(40,900)
	13 東京都	42,800	36,700	36,500	42,000	34,400	39,700	32,700	52,700	38,200	35,900	32,500	58,700	33,000	30,600	33,800	30,100	31,200	38,200	35,800	27,800
		(63,200)	(54,200)	(53,900)	(62,000)	(50,800)	(58,600)	(48,300)	(77,800)	(56,400)	(53,000)	(48,000)	(86,700)	(48,700)	(45,200)	(49,900)	(44,500)	(46,100)	(56,400)	(52,900)	(41,100)
	14 神奈川県	42,700	36,300	36,400	41,000	34,800	39,500	32,600	51,600	37,000	34,500	32,300	56,800	32,700	30,400	32,800	28,400	31,100	34,800	34,900	27,600
		(63,100)	(53,600)	(53,800)	(60,600)	(51,400)	(58,300)	(48,200)	(76,200)	(54,600)	(51,000)	(47,700)	(83,900)	(48,300)	(44,900)	(48,400)	(41,900)	(45,900)	(51,400)	(51,500)	(40,800)
	19 山梨県	43,400	36,900	36,700	40,600	33,300	39,700	32,700	52,500	36,600	34,800	32,600	56,600	33,200	30,800	32,600	28,700	31,400	34,600	34,800	27,800
		(64,100)	(54,500)	(54,200)	(60,000)	(49,200)	(58,600)	(48,300)	(77,500)	(54,100)	(51,400)	(48,200)	(83,600)	(49,000)	(45,500)	(48,200)	(42,400)	(46,400)	(51,100)	(51,400)	(41,100)
	20 長野県	42,800	36,900	36,600	39,900	32,100	39,800	32,600	50,000	34,500	34,600	32,500	49,900	29,000	30,000	28,000	27,700	31,400	32,100	32,400	26,700
		(63,200)	(54,500)	(54,100)	(58,900)	(47,400)	(58,800)	(48,200)	(73,900)	(51,000)	(51,100)	(48,000)	(73,700)	(42,800)	(44,300)	(41,400)	(40,900)	(46,400)	(47,400)	(47,900)	(39,400)
北陸	15 新潟県	51,700	37,200	44,700	44,400	29,000	38,500	29,800	52,500	33,400	34,400	34,500	38,400	28,700	30,200	31,200	27,400	31,000	29,600	30,700	－
		(76,400)	(54,900)	(66,000)	(65,600)	(42,800)	(56,900)	(44,000)	(77,500)	(49,300)	(50,800)	(51,000)	(56,700)	(42,400)	(44,600)	(46,100)	(40,500)	(45,800)	(43,700)	(45,300)	－
	16 富山県	52,100	37,500	45,300	46,300	31,200	37,300	30,200	54,100	34,000	35,800	34,100	45,100	32,300	31,400	32,700	27,900	31,500	30,000	31,500	－
		(77,000)	(55,400)	(66,900)	(68,400)	(46,100)	(55,100)	(44,600)	(79,900)	(50,200)	(52,900)	(50,400)	(66,600)	(47,700)	(46,400)	(48,300)	(41,200)	(46,500)	(44,300)	(46,500)	－
	17 石川県	52,300	37,900	45,500	47,300	33,500	37,400	30,500	52,500	35,200	33,800	34,300	46,100	31,700	31,500	32,300	28,200	31,600	31,300	32,000	－
		(77,200)	(56,000)	(67,200)	(69,900)	(49,500)	(55,200)	(45,000)	(77,500)	(52,000)	(49,900)	(50,700)	(68,100)	(46,800)	(46,500)	(47,700)	(41,700)	(46,700)	(46,200)	(47,300)	－
中部	21 岐阜県	48,000	36,800	41,000	43,600	31,500	37,800	29,700	48,700	31,700	29,900	37,400	51,200	34,200	33,800	30,500	27,500	31,000	29,500	32,900	－
		(70,900)	(54,400)	(60,600)	(64,400)	(46,500)	(55,800)	(43,900)	(71,900)	(46,800)	(44,200)	(55,200)	(75,600)	(50,500)	(49,900)	(45,000)	(40,600)	(45,800)	(43,600)	(48,600)	－
	22 静岡県	47,700	37,700	41,000	43,700	31,600	37,400	29,600	55,500	34,400	33,700	37,000	54,600	32,100	33,600	32,100	27,500	31,000	32,300	34,200	－
		(70,500)	(55,700)	(60,600)	(64,500)	(46,700)	(55,200)	(43,700)	(82,000)	(50,800)	(49,800)	(54,600)	(80,600)	(47,400)	(49,600)	(47,400)	(40,600)	(45,800)	(47,700)	(50,500)	－
	23 愛知県	47,700	36,500	40,800	42,800	31,300	37,400	29,600	51,900	33,600	30,100	37,100	51,700	34,400	34,000	31,100	27,700	30,800	31,700	33,200	－
		(70,500)	(53,900)	(60,300)	(63,200)	(46,200)	(55,200)	(43,700)	(76,700)	(49,600)	(44,500)	(54,800)	(76,400)	(50,800)	(50,200)	(45,900)	(40,900)	(45,500)	(46,800)	(49,000)	－
	24 三重県	48,000	36,900	41,200	44,800	30,400	37,400	29,500	52,400	33,000	30,200	37,100	53,900	32,300	33,800	30,700	28,300	31,200	31,800	35,800	－
		(70,900)	(54,500)	(60,900)	(66,200)	(44,900)	(55,200)	(43,600)	(77,400)	(48,700)	(44,600)	(54,800)	(79,600)	(47,700)	(49,900)	(45,300)	(41,800)	(46,100)	(47,000)	(52,900)	－
近畿	18 福井県	45,700	34,800	34,100	44,600	29,800	35,500	28,100	41,700	31,800	31,700	30,400	45,400	30,200	28,300	28,600	26,900	30,700	28,000	30,000	－
		(67,500)	(51,400)	(50,400)	(65,900)	(44,000)	(52,400)	(41,500)	(61,600)	(47,000)	(46,800)	(44,900)	(67,100)	(44,600)	(41,800)	(42,200)	(39,700)	(45,300)	(41,400)	(44,300)	－
	25 滋賀県	46,500	34,400	33,900	44,000	30,100	33,200	28,400	42,000	33,100	31,500	30,300	45,500	30,700	29,600	29,600	27,700	30,600	28,800	30,000	－
		(68,700)	(50,800)	(50,100)	(65,000)	(44,500)	(49,000)	(41,900)	(62,000)	(48,900)	(46,500)	(44,800)	(67,200)	(45,300)	(43,700)	(43,700)	(40,900)	(45,200)	(42,500)	(44,300)	－
	26 京都府	45,800	34,400	33,900	44,000	29,700	33,200	28,400	41,500	33,100	31,200	30,300	46,200	31,700	29,300	30,000	27,500	30,600	28,800	－	－
		(67,600)	(50,800)	(50,100)	(65,000)	(43,900)	(49,000)	(41,900)	(61,300)	(48,900)	(46,100)	(44,800)	(68,200)	(46,800)	(43,300)	(44,300)	(40,600)	(45,200)	(42,500)	－	－
	27 大阪府	45,500	34,800	33,900	44,900	30,800	35,600	28,400	42,500	32,800	31,700	30,300	48,100	33,400	29,300	30,100	28,200	30,600	28,900	－	－
		(67,200)	(51,400)	(50,100)	(66,300)	(45,500)	(52,600)	(41,900)	(62,800)	(48,400)	(46,800)	(44,800)	(71,000)	(49,300)	(43,300)	(44,500)	(41,700)	(45,200)	(42,700)	－	－
	28 兵庫県	45,700	34,800	34,000	44,500	29,300	34,100	28,100	43,600	33,700	32,300	30,300	45,000	31,400	29,200	28,600	25,400	30,600	27,900	31,200	－
		(67,500)	(51,400)	(50,200)	(65,700)	(43,300)	(50,400)	(41,500)	(64,400)	(49,800)	(47,700)	(44,800)	(66,500)	(46,400)	(43,100)	(42,200)	(37,500)	(45,200)	(41,200)	(46,100)	－
	29 奈良県	46,500	34,400	33,900	43,900	31,000	34,800	28,400	41,600	33,100	31,600	30,300	49,400	32,900	29,600	30,800	28,200	30,600	28,800	－	－
		(68,700)	(50,800)	(50,100)	(64,800)	(45,800)	(51,400)	(41,900)	(61,400)	(48,900)	(46,700)	(44,800)	(73,000)	(48,600)	(43,700)	(45,500)	(41,700)	(45,200)	(42,500)	－	－
	30 和歌山県	45,800	34,400	33,900	43,900	31,000	33,200	28,400	41,600	33,100	31,000	30,300	46,700	33,400	29,300	30,300	27,100	30,600	28,600	－	－
		(67,600)	(50,800)	(50,100)	(64,800)	(45,800)	(49,000)	(41,900)	(61,400)	(48,900)	(45,800)	(44,800)	(69,000)	(49,300)	(43,300)	(44,800)	(40,000)	(45,200)	(42,200)	－	－
中国	31 鳥取県	51,100	32,400	32,300	41,800	26,900	31,900	25,800	48,700	36,200	35,200	－	41,500	27,900	27,200	25,300	24,800	30,600	28,800	27,100	－
		(75,500)	(47,900)	(47,700)	(61,700)	(39,700)	(47,100)	(38,100)	(71,900)	(53,500)	(52,000)	－	(61,300)	(41,200)	(40,200)	(37,400)	(36,600)	(45,200)	(42,500)	(40,000)	－
	32 島根県	51,200	32,500	32,400	41,500	25,900	32,000	25,900	49,100	38,500	35,600	－	34,700	27,000	27,800	24,500	24,500	31,000	27,500	26,700	－
		(75,600)	(48,000)	(47,900)	(61,300)	(38,300)	(47,300)	(38,300)	(72,500)	(56,900)	(52,600)	－	(51,300)	(39,900)	(41,100)	(36,200)	(36,200)	(45,800)	(40,600)	(39,400)	－
	33 岡山県	52,000	33,000	32,600	42,100	27,800	32,800	26,100	49,200	36,700	35,700	－	39,900	29,300	27,500	25,900	25,800	30,900	29,500	27,300	－
		(76,800)	(48,700)	(48,200)	(62,200)	(41,100)	(48,400)	(38,500)	(72,700)	(54,200)	(52,700)	－	(58,900)	(43,300)	(40,600)	(38,300)	(38,100)	(45,600)	(43,600)	(40,300)	－
	34 広島県	51,100	32,700	32,400	41,900	26,800	32,100	26,400	49,800	38,800	35,800	－	34,800	28,200	27,600	25,400	24,700	30,800	28,200	26,300	－
		(75,500)	(48,300)	(47,900)	(61,900)	(39,600)	(47,400)	(39,000)	(73,600)	(57,300)	(52,900)	－	(51,400)	(41,700)	(40,800)	(37,500)	(36,500)	(45,500)	(41,700)	(38,800)	－
	35 山口県	51,500	32,800	32,500	41,900	27,600	32,100	25,700	50,000	39,000	36,100	－	35,100	27,100	28,000	25,100	25,100	31,100	28,000	26,800	－
		(76,100)	(48,400)	(48,000)	(61,900)	(40,800)	(47,400)	(38,000)	(73,900)	(57,600)	(53,300)	－	(51,800)	(40,000)	(41,400)	(37,100)	(37,100)	(45,900)	(41,400)	(39,600)	－
四国	36 徳島県	46,600	34,500	36,300	40,000	28,600	43,300	33,000	51,900	－	27,200	27,700	35,200	29,500	－	27,700	25,600	31,000	28,300	－	－
		(68,800)	(51,000)	(53,600)	(59,100)	(42,200)	(64,000)	(48,700)	(76,700)	－	(40,200)	(40,900)	(52,000)	(43,600)	－	(40,900)	(37,800)	(45,800)	(41,800)	－	－
	37 香川県	47,200	34,600	36,500	40,700	28,800	43,700	34,700	53,000	－	28,000	27,900	35,400	29,600	－	27,900	27,000	31,200	28,600	－	－
		(69,700)	(51,100)	(53,900)	(60,100)	(42,500)	(64,500)	(51,300)	(78,300)	－	(41,400)	(41,200)	(52,300)	(43,700)	－	(41,200)	(39,900)	(46,100)	(42,200)	－	－
	38 愛媛県	46,500	33,800	36,000	38,800	29,700	42,700	32,800	52,000	－	27,200	27,500	34,900	29,100	－	27,300	25,300	30,800	27,800	－	－
		(68,700)	(49,900)	(53,200)	(57,300)	(43,900)	(63,100)	(48,400)	(76,800)	－	(40,200)	(40,600)	(51,500)	(43,000)	－	(40,300)	(37,400)	(45,500)	(41,100)	－	－
	39 高知県	46,100	34,100	35,900	39,600	28,000	42,600	32,100	51,700	－	27,200	27,400	34,800	28,600	－	27,000	24,800	30,700	27,700	－	－
		(68,100)	(50,400)	(53,000)	(58,500)	(41,400)	(62,900)	(47,400)	(76,400)	－	(40,200)	(40,500)	(51,400)	(42,200)	－	(39,900)	(36,600)	(45,300)	(40,900)	－	－
九州	40 福岡県	50,700	34,700	36,800	41,300	33,200	36,200	29,600	46,500	29,400	30,300	－	38,300	28,200	29,200	29,000	26,500	30,200	29,600	29,000	－
		(74,900)	(51,300)	(54,400)	(61,000)	(49,000)	(53,500)	(43,700)	(68,700)	(43,400)	(44,800)	－	(56,600)	(41,700)	(43,100)	(42,800)	(39,100)	(44,600)	(43,700)	(42,800)	－
	41 佐賀県	51,100	34,800	37,000	41,700	31,800	36,100	29,800	46,900	29,500	30,500	－	40,100	30,600	29,500	29,300	26,000	30,300	29,900	29,200	－
		(75,500)	(51,400)	(54,600)	(61,600)	(47,000)	(53,300)	(44,000)	(69,300)	(43,600)	(45,000)	－	(59,200)	(45,200)	(43,600)	(43,300)	(38,400)	(44,800)	(44,200)	(43,100)	－
	42 長崎県	51,300	35,000	37,300	41,900	31,500	34,800	28,700	46,800	29,400	30,300	－	39,700	28,000	29,500	29,300	26,100	30,400	29,600	29,600	－
		(75,800)	(51,700)	(55,100)	(61,900)	(46,500)	(51,400)	(42,400)	(69,100)	(43,400)	(44,800)	－	(58,600)	(41,400)	(43,600)	(43,300)	(38,500)	(44,900)	(43,700)	(43,700)	－
	43 熊本県	50,500	34,500	36,700	39,800	32,300	36,000	28,700	46,400	29,200	30,100	－	39,000	27,900	29,200	28,400	25,300	30,000	29,400	28,800	－
		(74,600)	(51,000)	(54,200)	(58,800)	(47,700)	(53,200)	(42,400)	(68,500)	(43,100)	(44,500)	－	(57,600)	(41,200)	(43,100)	(41,900)	(37,400)	(44,300)	(43,400)	(42,500)	－
	44 大分県	51,300	35,000	37,300	41,000	33,100	36,400	29,500	47,200	29,600	30,500	－	39,400	27,400	29,300	29,000	26,600	30,500	29,900	29,400	－
		(75,800)	(51,700)	(55,100)	(60,600)	(48,900)	(53,800)	(43,600)	(69,700)	(43,700)	(45,000)	－	(58,200)	(40,500)	(43,300)	(42,800)	(39,300)	(45,000)	(44,200)	(43,400)	－
	45 宮崎県	51,100	34,800	37,000	41,500	33,400	34,600	28,600	46,800	29,300	30,200	－	38,800	28,600	28,800	28,800	25,300	30,300	29,300	29,100	－
		(75,500)	(51,400)	(54,600)	(61,300)	(49,300)	(51,100)	(42,200)	(69,100)	(43,300)	(44,600)	－	(57,300)	(42,200)	(42,500)	(42,500)	(37,400)	(44,800)	(43,300)	(43,000)	－
	46 鹿児島県	51,000	34,800	37,100	41,800	36,100	34,500	28,600	47,000	29,400	30,400	－	39,000	31,400	29,600	29,300	25,700	30,300	29,500	29,200	－
		(75,300)	(51,400)	(54,800)	(61,700)	(53,300)	(51,000)	(42,200)	(69,400)	(43,400)	(44,900)	－	(57,600)	(46,400)	(43,700)	(43,300)	(38,000)	(44,800)	(43,600)	(43,100)	－
沖縄	47 沖縄県	47,700	41,100	32,500	47,700	35,000	30,100	28,800	55,400	34,000	37,800	－	－	32,300	－	31,800	23,500	29,800	38,900	－	－
		(70,500)	(60,700)	(48,000)	(70,500)	(51,700)	(44,500)	(42,500)	(81,800)	(50,200)	(55,800)	－	－	(47,700)	－	(47,000)	(34,700)	(44,000)	(57,500)	－	－

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。
（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

（上段）：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、宿舎費等）（参考値）

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシエ	屋根ふき工	内装工	ガラスエ	建具工	ダクトエ	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	29,700	－	28,600	27,600	28,200	25,700	29,000	28,700	18,700	15,500
		(43,900)	－	(42,200)	(40,800)	(41,700)	(38,000)	(42,800)	(42,400)	(27,600)	(22,900)
東北	02 青森県	31,900	－	28,100	29,100	－	24,400	27,100	27,600	17,300	14,900
		(47,100)	－	(41,500)	(43,000)	－	(36,000)	(40,000)	(40,800)	(25,600)	(22,000)
	03 岩手県	31,800	－	28,200	29,200	－	24,600	26,900	27,400	18,300	15,600
		(47,000)	－	(41,700)	(43,100)	－	(36,300)	(39,700)	(40,500)	(27,000)	(23,000)
	04 宮城県	34,100	－	30,800	28,700	－	25,200	27,000	27,500	20,100	16,800
		(50,400)	－	(45,500)	(42,400)	－	(37,200)	(39,900)	(40,600)	(29,700)	(24,800)
	05 秋田県	32,300	－	28,400	29,200	－	24,600	27,200	27,700	17,500	14,800
		(47,700)	－	(41,900)	(43,100)	－	(36,300)	(40,200)	(40,900)	(25,800)	(21,900)
	06 山形県	31,600	－	29,900	29,100	27,800	26,100	27,100	27,600	19,800	16,600
		(46,700)	－	(44,200)	(43,000)	(41,100)	(38,500)	(40,000)	(40,800)	(29,200)	(24,500)
	07 福島県	32,500	－	31,000	29,300	29,700	25,900	27,300	27,700	20,200	16,900
		(48,000)	－	(45,800)	(43,300)	(43,900)	(38,300)	(40,300)	(40,900)	(29,800)	(25,000)
関東	08 茨城県	33,400	－	34,400	33,200	－	29,600	28,500	28,000	19,300	18,500
		(49,300)	－	(50,800)	(49,000)	－	(43,700)	(42,100)	(41,400)	(28,500)	(27,300)
	09 栃木県	34,100	－	35,700	33,800	－	29,900	29,100	28,500	19,200	17,500
		(50,400)	－	(52,700)	(49,900)	－	(44,200)	(43,000)	(42,100)	(28,400)	(25,800)
	10 群馬県	32,400	－	34,200	33,300	29,000	28,500	28,700	28,100	18,000	16,800
		(47,900)	－	(50,500)	(49,200)	(42,800)	(42,100)	(42,400)	(41,500)	(26,600)	(24,800)
	11 埼玉県	33,100	－	34,800	33,400	－	30,200	28,600	28,100	19,200	18,000
		(48,900)	－	(51,400)	(49,300)	－	(44,600)	(42,200)	(41,500)	(28,400)	(26,600)
	12 千葉県	33,200	－	34,100	33,400	－	29,700	28,600	28,000	19,700	18,100
		(49,000)	－	(50,400)	(49,300)	－	(43,900)	(42,200)	(41,400)	(29,100)	(26,700)
	13 東京都	33,300	－	34,400	33,400	－	30,100	28,600	28,000	20,500	18,700
		(49,200)	－	(50,800)	(49,300)	－	(44,500)	(42,200)	(41,400)	(30,300)	(27,600)
	14 神奈川県	32,700	－	34,800	33,300	－	29,000	28,500	27,900	20,200	18,700
		(48,300)	－	(51,400)	(49,200)	－	(42,800)	(42,100)	(41,200)	(29,800)	(27,600)
	19 山梨県	33,200	－	35,300	33,500	－	29,100	28,800	28,200	18,700	17,300
		(49,000)	－	(52,100)	(49,500)	－	(43,000)	(42,500)	(41,700)	(27,600)	(25,600)
	20 長野県	32,000	－	33,600	33,500	29,000	28,500	28,500	27,900	17,100	15,300
		(47,300)	－	(49,600)	(49,500)	(42,800)	(42,100)	(42,100)	(41,200)	(25,300)	(22,600)
北陸	15 新潟県	34,500	－	31,100	29,600	24,400	24,100	28,300	29,600	19,400	17,500
		(51,000)	－	(45,900)	(43,700)	(36,000)	(35,600)	(41,800)	(43,700)	(28,700)	(25,800)
	16 富山県	33,900	－	31,300	30,000	－	25,100	28,600	30,000	19,600	18,300
		(50,100)	－	(46,200)	(44,300)	－	(37,100)	(42,200)	(44,300)	(28,900)	(27,000)
	17 石川県	33,300	－	30,500	30,100	－	25,300	28,700	30,100	20,400	18,200
		(49,200)	－	(45,000)	(44,500)	－	(37,400)	(42,400)	(44,500)	(30,100)	(26,900)
中部	21 岐阜県	34,100	－	32,400	31,400	－	27,600	32,100	32,100	21,100	17,600
		(50,400)	－	(47,900)	(46,400)	－	(40,800)	(47,400)	(47,400)	(31,200)	(26,000)
	22 静岡県	33,500	－	40,400	31,300	－	29,300	31,800	32,000	21,800	17,400
		(49,500)	－	(59,700)	(46,200)	－	(43,300)	(47,000)	(47,300)	(32,200)	(25,700)
	23 愛知県	33,300	－	36,300	31,300	－	27,600	31,800	32,000	22,400	17,800
		(49,200)	－	(53,600)	(46,200)	－	(40,800)	(47,000)	(47,300)	(33,100)	(26,300)
	24 三重県	34,400	－	36,700	31,500	－	28,900	32,200	32,200	21,400	17,200
		(50,800)	－	(54,200)	(46,500)	－	(42,700)	(47,600)	(47,600)	(31,600)	(25,400)
近畿	18 福井県	29,100	－	31,900	28,800	－	26,200	29,500	29,400	19,100	16,800
		(43,000)	－	(47,100)	(42,500)	－	(38,700)	(43,600)	(43,400)	(28,200)	(24,800)
	25 滋賀県	31,400	－	32,500	28,700	－	27,300	30,000	30,600	18,400	15,600
		(46,400)	－	(48,000)	(42,400)	－	(40,300)	(44,300)	(45,200)	(27,200)	(23,000)
	26 京都府	31,400	－	32,600	28,700	－	27,700	29,700	30,400	18,500	15,000
		(46,400)	－	(48,200)	(42,400)	－	(40,900)	(43,900)	(44,900)	(27,300)	(22,200)
	27 大阪府	30,900	－	32,600	28,700	－	26,900	29,500	30,100	18,200	15,900
		(45,600)	－	(48,200)	(42,400)	－	(39,700)	(43,600)	(44,500)	(26,900)	(23,500)
	28 兵庫県	30,900	－	32,600	28,700	－	26,500	29,600	30,100	18,700	15,600
		(45,600)	－	(48,200)	(42,400)	－	(39,100)	(43,700)	(44,500)	(27,600)	(23,000)
	29 奈良県	31,400	－	32,800	28,700	－	28,100	30,000	30,000	18,800	15,800
		(46,400)	－	(48,400)	(42,400)	－	(41,500)	(44,300)	(44,300)	(27,800)	(23,300)
	30 和歌山県	31,200	－	32,600	28,700	－	27,800	29,700	29,700	18,200	15,600
		(46,100)	－	(48,200)	(42,400)	－	(41,100)	(43,900)	(43,900)	(26,900)	(23,000)
中国	31 鳥取県	28,600	28,400	28,300	27,300	－	24,300	25,100	29,400	18,100	14,600
		(42,200)	(41,900)	(41,800)	(40,300)	－	(35,900)	(37,100)	(43,400)	(26,700)	(21,600)
	32 島根県	28,400	28,600	27,700	27,400	－	24,400	25,100	29,500	18,200	15,600
		(41,900)	(42,200)	(40,900)	(40,500)	－	(36,000)	(37,100)	(43,600)	(26,900)	(23,000)
	33 岡山県	28,800	28,600	29,300	27,500	－	24,800	25,400	29,700	18,900	16,500
		(42,500)	(42,200)	(43,300)	(40,600)	－	(36,600)	(37,500)	(43,900)	(27,900)	(24,400)
	34 広島県	28,400	28,600	27,700	27,300	－	24,300	25,100	29,500	18,700	16,000
		(41,900)	(42,200)	(40,900)	(40,300)	－	(35,900)	(37,100)	(43,600)	(27,600)	(23,600)
	35 山口県	28,700	28,500	28,100	27,400	－	24,400	25,200	29,600	18,500	15,500
		(42,400)	(42,100)	(41,500)	(40,500)	－	(36,000)	(37,200)	(43,700)	(27,300)	(22,900)
四国	36 徳島県	－	－	33,900	26,900	－	24,400	30,000	27,000	17,900	16,000
		－	－	(50,100)	(39,700)	－	(36,000)	(44,300)	(39,900)	(26,400)	(23,600)
	37 香川県	－	－	34,500	27,000	－	24,600	30,200	27,200	18,200	16,300
		－	－	(51,000)	(39,900)	－	(36,300)	(44,600)	(40,200)	(26,900)	(24,100)
	38 愛媛県	－	－	34,000	26,900	－	24,200	30,000	27,100	17,100	14,500
		－	－	(50,200)	(39,700)	－	(35,700)	(44,300)	(40,000)	(25,300)	(21,400)
	39 高知県	－	－	33,700	26,900	－	24,200	30,000	27,000	16,200	13,800
		－	－	(49,800)	(39,700)	－	(35,700)	(44,300)	(39,900)	(23,900)	(20,400)
九州	40 福岡県	37,200	－	30,900	30,600	－	25,700	28,100	29,200	18,200	16,300
		(54,900)	－	(45,600)	(45,200)	－	(38,000)	(41,500)	(43,100)	(26,900)	(24,100)
	41 佐賀県	37,200	－	31,000	30,600	－	25,500	28,300	29,600	18,200	16,100
		(54,900)	－	(45,800)	(45,200)	－	(37,700)	(41,800)	(43,700)	(26,900)	(23,800)
	42 長崎県	37,100	－	32,500	30,900	－	25,900	28,400	29,900	18,500	17,200
		(54,800)	－	(48,000)	(45,600)	－	(38,300)	(41,900)	(44,200)	(27,300)	(25,400)
	43 熊本県	37,000	－	30,800	30,800	－	25,200	28,000	29,000	17,700	15,500
		(54,600)	－	(45,500)	(45,500)	－	(37,200)	(41,400)	(42,800)	(26,100)	(22,900)
	44 大分県	36,800	－	31,200	30,500	－	26,100	28,400	29,500	18,200	14,900
		(54,400)	－	(46,100)	(45,000)	－	(38,500)	(41,900)	(43,600)	(26,900)	(22,000)
	45 宮崎県	36,300	－	30,900	30,600	－	25,800	28,300	29,200	18,200	14,400
		(53,600)	－	(45,600)	(45,200)	－	(38,100)	(41,800)	(43,100)	(26,900)	(21,300)
	46 鹿児島県	36,500	－	30,600	30,800	－	25,600	28,200	29,200	19,300	16,700
		(53,900)	－	(45,200)	(45,500)	－	(37,800)	(41,700)	(43,100)	(28,500)	(24,700)
沖縄	47 沖縄県	33,600	－	26,300	－	－	22,200	28,000	25,500	16,800	14,300
		(49,600)	－	(38,800)	－	－	(32,800)	(41,400)	(37,700)	(24,800)	(21,100)

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

参考資料２

- **労働者本人が受け取るべき賃金を基に**、日額換算値（所定内労働時間8時間）として**労務単価を設定**
 ⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、所定時間外の労働に対する割増賃金や、事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費は含まれていない
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図

公共工事設計労務単価25,834円（100%）

労働者本人が受け取るべき賃金（≒労務単価）

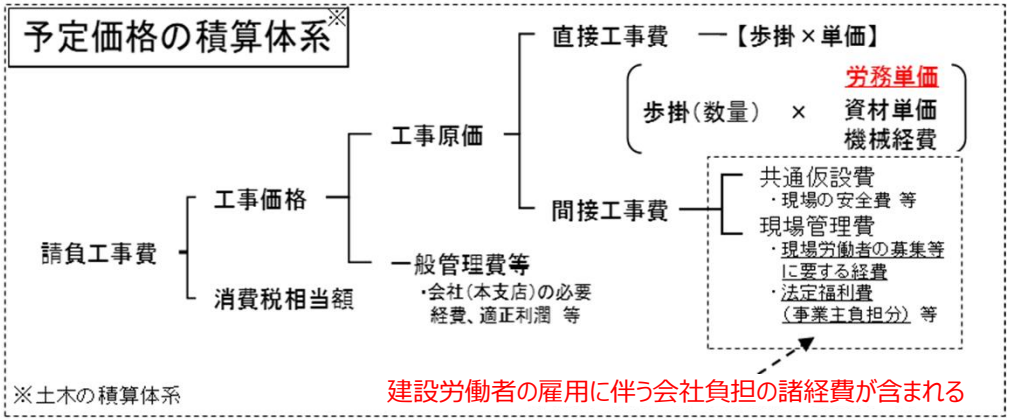
法定福利費（個人負担分）約16%	基本給相当額（日額相当）	基準内手当（日額相当）	臨時の給与の日額換算（賞与等）	実物給与（食事等）	含まれない手当等（超過勤務手当等）

この他に**事業主**が支払う人件費（必要経費）

法定福利費（事業主負担分）約16%	労務管理費等	現場作業にかかる経費（安全管理費等）約１９％

12,400円（48%）

労務単価が**25,834円（100%）**の場合
事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は
38,234円（148%）になることに留意が必要



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年（▲15.0%） 2,018時間/年（+3.1%）
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年） 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

（参考2） 建設業就業者数と全産業に占める割合（）内
［H9］ 685万人（10.4%） ⇒ ［R5］ 483万人（7.2%）
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上 労働時間の適正化 現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

１．労働者の処遇改善

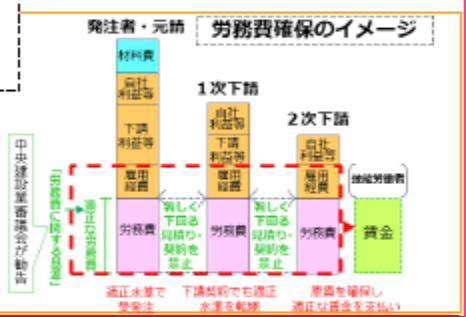
○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



２．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

３．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

